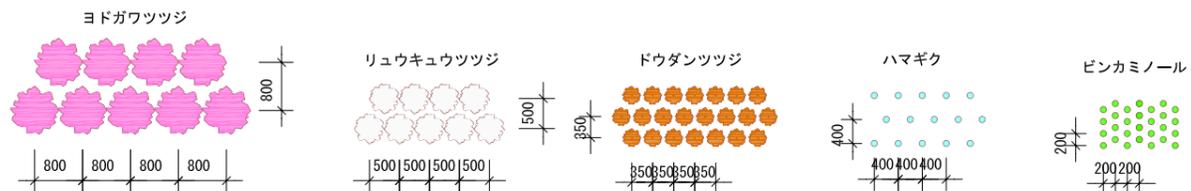


植栽標準割付図



苫小牧法務総合庁舎 屋外展示作品募集要綱

1. 趣旨

苫小牧法務総合庁舎整備等事業は、基本的人権の尊重に配慮し、国民ニーズにより的確に対応すると同時に、国民共有の財産として親しみやすく便利でかつ安全に利用でき、さらに良好な地域環境の維持・形成に寄与する総合庁舎の整備を基本的な目標としています。

特に、周辺施設との連携、地域活性化、地域振興等へ十分に配慮し、周辺居住環境の魅力を高め、地域に貢献する施設づくりが重要となります。

そこでカルチャーストリートに面した沿道緑地整備部分に、屋外展示スペースを配置し、屋外に設置可能な作品等を展示して一般市民に広く鑑賞して頂き、芸術を通して交流の場、豊かなまちづくりを進めようとするものです。

2. 展示期間 平成 18 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで

3. 会場 北海道苫小牧市旭町 3 丁目 5 番 5

苫小牧法務総合庁舎 敷地内

4. 主催 苫小牧法務総合庁舎整備等事業関係者協議会

構成員

入居庁

札幌地方検察庁

札幌法務局

発注者

北海道開発局営繕部

事業者

株式会社 苫小牧法務総合庁舎 PFI

5. 展示数 2 作品

6. 作品規定 次の①～⑤をいずれも満たす作品

- ① 苫小牧法務総合庁舎の公共空間にふさわしい作品であること。
- ② 長期の屋外展示に耐えうる作品であること。
- ③ 公共空間での展示にあたり、安全性が高い作品であること。
- ④ 電源を必要としないこと。
- ⑤ 無償で提供していただけるもの。

7. 応募期間 平成 18 年 9 月 15 日（金）17 時まで

なお、選考作品数が 2 作品に達しない場合は、展示期間終了時まで随時とします。
その後、選考作品が 2 作品に達した時点で終了とします。

8. 選考

下記の審査員により、作品規定に基づく審査、選考を行います。

審査員

入居庁	札幌地方検察庁会計課長 札幌法務局会計課長
発注者	北海道開発局営繕部営繕計画課長 北海道開発局営繕部建築課長 北海道開発局営繕部保全指導・監督室官庁施設管理官
事業者	株式会社苫小牧法務総合庁舎 P F I 総括代理人

9. 作品設置・撤去

- ① 設置日 . . . 打合せによる
- ② 撤去・現状復旧 . . . 打合せによる

10. 注意事項

- ① 作品の所有権は、株式会社苫小牧法務総合庁舎 P F I（以下事業者）に譲渡していただきます。
- ② 作品の展示場所は事業者が決定します。
- ③ 展示中、天災その他の不可抗力か故意によるものかを問わず、作品に損傷を受けた場合、事業者は一切の責任を負わないものとします。
- ④ 事業者は作品を本事業の広報宣伝および記録のために写真、ビデオ映像などを使用できるものとします。
- ⑤ 作品の設置、展示、撤去に関する諸条件は事業者との打合せによるものとします。
- ⑥ 展示期間中に修繕不能な破損が起きた場合は、事業者の判断により撤去処分できるものとします。
- ⑦ 展示期間終了後は、事業者から国に所有権を譲渡できるものとします。また展示期間終了後に作品が展示に耐えられない場合、又は国が展示を希望しない場合は事業者が撤去できるものとします。

10. 申込・問い合わせ先

〒060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 16 番地 2

株式会社苫小牧法務総合庁舎 P F I

屋外展示作品係 電話 011-281-6016 F A X 011-281-6644